

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定について

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは

令和6年4月の気候変動適応法の改正により、熱中症による健康被害を防止するため、極端な高温時に暑さをしのぐことのできる施設として、市がクーリングシェルターを指定できるようになりました。

熱中症特別警報アラートが発表された場合、暑さをしのげる場所として、クーリングシェルターを開放します。

宍粟市では熱中症特別警報アラートの発表の有無にかかわらず、平時より市民の皆さんの暑さを避ける場所として次の施設を一般開放します。

※熱中症特別警報アラート発表時の注意点

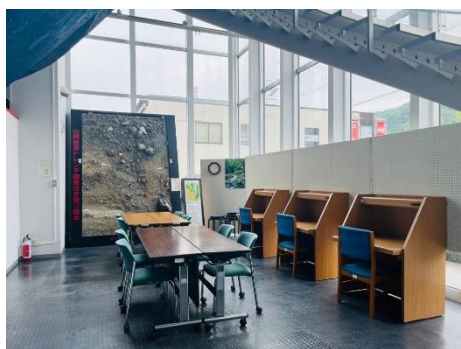
熱中症の危険性が極めて高くなると予測されたときに、環境省と気象庁が発表する情報です。熱中症警戒アラートが発表されている日は、外出を控えたり、エアコンを使用するなど、熱中症の予防行動をとりましょう。

また、高齢者や子ども等は、熱中症にかかりやすいため、特に注意し、周囲の方は声かけしましょう。

市役所



防災センター



開設日：令和7年6月1日

■クーリングシェルター指定施設一覧【公共施設】

施設名	所在地	開放場所	受入 可能 人数	開放日・時間	休業日・ 休館日	連絡先
市役所	山崎町中広瀬 133-6	1 階市民口 ビー北	10 人	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時	土日祝日・ 年末年始	0790-63- 3000
市役所北庁 舎	山崎町今宿 5-15	1 階西側口 ビー	6 人	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時	土日祝日・ 年末年始	0790-63- 3000
防災センタ ー	山崎町鹿沢 65-3	1 階フリー スペース	10 人	毎日 午前8時 30 分 ～午後5時	年末年始	0790-63- 2000
宍粟市立図 書館	山崎町鹿沢 81	1 階閲覧室 *飲食禁止 緊急でない場 合、水分補給 は屋外で願 いします。	12 人	火～日曜日 午前9時30分～ 午後5時30分 (金曜日のみ 午後6時30分ま で)	※祝日(月 曜日が祝日 の場合は翌 火曜日)、 月の末日、 年末年始	0790-62- 4620
一宮市民協 働センター (いちのび あ)	一宮町安積 1347-3	1 階交流ス ペース	12 人	毎日 午前8時30分～ 午後10時	祝日・ 年末年始	0790-72- 1000
		1 階休憩ス ペース	14 人			
宍粟市歴史 資料館	一宮町三方町 633	1 階図書コ ーナー	10 人	火～日曜日 午前 9 時～午後 5 時 入館は午後 4 時 まで	月曜日(祝 日を除く)・ 祝 日 の 翌 日・年末 年始	0790-74- 8855
波賀市民協 働センター (はがてら す)	波賀町上野 257	1 階フリー スペース	16 人	毎日 午前8時30分～ 午後10時	祝日・ 年末年始	0790-75- 2220
		2 階ラウン ジ	14 人			
		大ホール口 ビー	12 人			
千種市民協 働センター (ライブリ ーちくさ)	千種町千草 168	1 階フリー スペース	10 人	毎日 午前8時30分～ 午後10時	祝日・ 年末年始	0790-76- 2210
		2 階フリー スペース	10 人			
エーガイヤ ちくさ(千種 保健福祉セ ンター)	千種町室 1060-1	多目的活動 室	18 人	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時	土日祝日・ 年末年始	0790-76- 8600

クーリングシェルター指定施設一覧【民間施設】令和7年8月28日現在

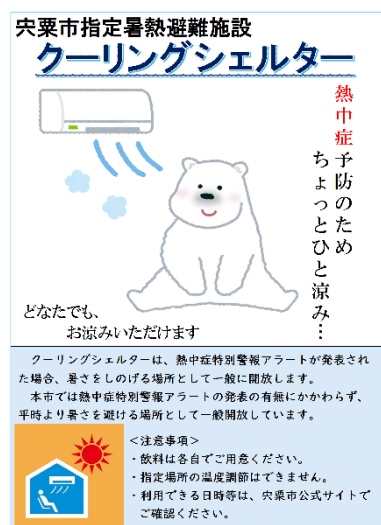
施設名	所在地	開放場所	受入 可能 人数	開放日・時間	休業日・ 休館日	連絡先
イオン山崎 ショッピング センター	山崎町中井 10	1階消耗品 売場横 共 有スペース	8人	毎日 午前9時～午後 9時	—	0790-63- 0505
かつはら薬 局 咲ランド店	山崎町中井 7-4	咲ランド2 階 待合室・ト イレ	10人	月・火・水・金 8時30分～午後 7時 土 8時30分～午後 0時30分	木・日曜日	0790-73- 9901

クーリングシェルターを利用する際の注意事項

- 利用できる日時・場所は上記の指定施設一覧をご確認ください。
- ※緊急工事や施設点検、会議・イベント等により利用できない場合があります。
- その他、各施設の利用にあたっては施設の利用ルールを守り、職員等の指示に従ってください。
- 飲料は各自でご用意ください。
- 指定場所の温度調節はできません。

クーリングシェルター施設の掲示

施設の入り口などに市指定クーリングシェルターであることがわかる「クーリングシェルターのポスター」を掲示します。



クーリングシェルターにご協力いただける民間施設を募集しています。

熱中症による市民の健康被害を防止するため、クーリングシェルターの設置にご協力いただける民間事業者を募集します。

クーリングシェルターとしてご協力いただける施設がありましたら危機管理課までお問い合わせください。

【指定要件】

- 市内に施設があること
- 適当な冷房設備を有すること
- 施設の開放にあたって、必要かつ適切な空間が確保すること
- 熱中症特別警報アラートが発表された時、クーリングシェルターとして、市民に開放できること